

第 8 回揖保川流域委員会 議事録（概要）

日 時：平成 15 年 11 月 18 日（火）14 時 00 分～17 時 00 分

場 所：山崎町 山崎防災センター 5F ホール

出席者：委員 17 名、河川管理者 2 名、傍聴者 40 名

1. 提言に盛り込む内容について

9 月に実施された第 5 回流域社会・情報交流分科会(合同開催)、第 5 回治水・利水・自然環境分科会での審議結果を受けて、委員が分担して修正した「提言(案) (H15.11.18 版)」について審議を行いました。

提言(案)について、委員会で出された意見を踏まえて修正し、次回委員会で審議することとなりました。

委員からの主な発言（提言(案)の内容は、委員会資料 1 を参照）

（ ）内の「No. 〇〇」は、委員会資料中の整理番号を示す。

< 「〇〇.はじめに」「〇〇.流域及び河川の概要」について >

「本流域委員会は審議を継続しながら」(No.5)とあるが、流域委員会は河川整備計画が出た後まで継続しないのではないか。

「揖保川河川整備計画の原案が提示された後も」(No.5)審議を継続するという意味である。また、情報交流分科会で議論し、整備計画が出された後の「アフター流域委員会」「ポスト流域委員会」をつくってほしいということ提言に入れた(No.319： 章「5.連携による一体的な流域管理」)。

(地場産業について)「うすくちしょうゆ」「そうめん」が挙げられているが(No.23)、「皮革」を入れてはどうか。

「〇〇.流域及び河川の概要」には 3 つの小見出しがある。ところが、2 ページのはじめの文章(No.21～25)には小見出しがないので、例えば「〇〇.概括的特徴」などの小見出しを付けてはどうか。

「流域は、・・・2 市 8 町に広がり」(No.22)とあるが、表現の問題として、「2 市 8 町」、「直轄管理区間」、「揖保川の流域全体」の使い分けがはっきりしない。

揖保川流域全体を考えたときは、引原川などの直轄管理区間外の部分も入ってくる。(本提言は、)揖保川流域全体として「2 市 8 町」を使って表現していると理解してきた。河川整備計画の対象範囲は直轄管理区間となるが、直轄管理区間以外の流域、河川についても一体的に管理していくべきであるということを提言に入れている。基本的には、揖保川は一つという表現でよいのではないか。

この提言はできるだけたくさんの人に読んでもらうための工夫をしていかなければならない。そのためには、例えばサブ・タイトルをつけるとか、「はじめに」にもっとキーワードを入れるなどの方法がある。例えば、「〇〇. 〇〇」は揖保川を特徴づけるキーワードになるので、「〇〇. 〇〇の精神を踏まえて」といったサブ・タイトルをつけるとすれば、「はじめに」の中にもこの言葉を入れ、揖保川流域委員会の提言だということを浮き彫りにすることが考えられるのではないか。

< 「 ．河川整備に対する基本的な考え方」について >

「 1 ．整備計画の全般的な考え方」

「かつての河川改修では、治水や利水に重点をおいたために自然環境を破壊し続けた事例も多く見られる」(No.122)を、「治水・利水のみが目標であり自然環境を破壊し続けた」と、より断定的な表現に改めるようにという意見をもらったが、河川法改正前に河川審議会答申が出された段階から、既に環境に配慮した河川事業が部分的ではあるが進んでいた。このことを踏まえると、現行の表現の方がよいと思う。

「かつての河川改修では」(No.122)という表現があり、「かつて」というのは多自然型河川整備に関する通達が出る前か、河川法改正前を境界にしてはどうかと思う。

No.103は「河川整備計画では将来を見通すことができる程度の短・中期間を対象としたものとなるであろう」、「治水事業効果ができるだけ早く発揮され、事業費用を節減するためには、事業終了後の修正や改善が最小限となるように、あるいは皆無となるように整備計画を策定することが求められる」という表現になっているが、ここは「河川整備計画では将来を見通すことができる程度の短・中期間を対象とし、治水事業効果ができるだけ早く発揮され、事業費用を節減する方策を探るとともに、さらにそれが長期展望を蔵するものでなくてはならない」という文章にしてはどうか。そうすると「3)次世代につなぐ河川整備」(No.123)の文章と整合するのではないか。

「4)情報の発信と共有」のNo.118のみ箇条書きになっている。少し工夫し、文章をつなげてはどうか。

「 2 ．治水に対する考え方」

「置堤は流域社会の精神を象徴する揖保川の特徴的な水防活動である」(No.128)というところの「水防活動」は「水防施設」の方がよいのではないか。

置堤はソフトウェアという意味で「水防活動」という表現をしている。「水防施設」は洪水防止のためのハードウェアであるが、(置を入れる)訓練などはソフトの対応という意味でこういう表現をした。

「超過洪水」は、人間が設定した閾値(しきいち)を上回る洪水にすぎず・・・」(No.132)とあるが、言葉として洪水を非常に軽く見ているような印象を受ける。ここは「洪水であり」という表現のほうがよいのではないか。

「超過洪水」(No.132)に対し用語解説で触れているが、短い文言で解説できる部分はできるだけ文中に生かしてほしい。

「 3 ．利水に対する考え方」

「農業用水が約6割、工業用水が約2割」(No.136)となっているが、 章の「水利権のあり方」(No.243)に詳細な数値(農業用水が63%、工業用水が23%)が書いてある。このあたりは整合性をもたせてほしい。

「水需要の伸びもやがて頭打ちになる可能性が高い」「当面、水需要が増大する可能性は低い」(No.137)、「当面、新規の水資源開発の必要性は見当たらない」(No.138)、「これらは大づかみな見通しに過ぎず、精度の高い水需要予測に基づく判断が不可欠である」(No.139)とあるが、断定的な言葉が多いのではないか。(提言において)揖保川の水(水資源)は大丈夫と言い切ってよいのか。

「(3)利水に関する制度上の柔軟性」のところで、具体的な表現が必要であるという指摘があり、 章「整備計画のあり方」の「2.利水」のところで同様の指摘があるが、この記載はかなり難しい。「提言(案)」全体をみても、いかにも実現しそうな、明らかに答えが分

かっている提言箇所と、理想的な議論をしている提言箇所とがあり、それらをどの程度のレベルに統一するのかということがある。

井堰には平成 年までは許可するという表示板が立っているものと、そうでないものがある。表示のない井堰は慣行水利で設置しているものということか。また、昔は井堰から水を引く時期は夏至から彼岸までと決まっており、その間はいかだや高瀬舟が通れなくなっていた。現在は1年中井堰を閉めきっているが、慣行水利権は1年を通した水利権になっているのか。江戸時代や、明治時代からの慣行水利であれば、農業用水の不要な時期は井堰を開けなければならないのではないか。

(河川管理者による回答)農業用水や工業用水の許可水利権は10年間で更新しており、その期限を表示することが許可条件となっている。また、慣行水利権は基本的に許可ではなく届け出となっており、河川法制定前から取水していた実績を届け出て、その内容がずっと続いている。慣行水利権にあまり細かい制限はないというのが実態だが、揖保川の場合、引原ダム建設時に慣行水利権が許可水利権に移行されているので、慣行水利権はかなり少ない。特に、揖保川本川における慣行水利権は少ない。

揖保川で慣行水利権がこれぐらいあるといった解説を工夫してほしい。

昔の慣行水利権は灌漑期間だけであったが、現在はコンクリートで川を全面的にシャットアウトして取水するようになっている。川を全面的に仕切るのではなく、途中から斜めに石を積んで取水するやり方があるようなので、コンクリートでもそういうものできないか。今までの魚道はアユを中心に設計されたものなので、川の中のいろいろな生き物が普通に上下移動できるようにするには横断工作物がない方がよいと思う。

「4. 自然環境に対する考え方」

「2) 縦断方向の連続性の確保」(No.151)、「4) 流域からの視点」(No.155)に「土砂」という言葉が使われているが、「河床材料」のほうが、河底の土砂を意味するので適切ではないか。「無機的環境と生物群集」(No.157)とあるが、生物以外の有機物もあるので、表現を検討してほしい。

「順応的な整備や管理」(No.158)とあるが、「アダプティブ・マネジメント(Adaptive Management)」を直訳すると「順応的な管理」あるいは「適応可能な管理」となる。「順応的な整備」がこういうものであるというのがはっきりしているのであればよいが、この言葉がまだ十分定着していないということであれば、「順応的な管理」としたほうがよいと思う。

「アダプティブ・マネジメント(Adaptive Management)」の語義は「順応的な管理」だが、順次様子を見ながら整備するという意味を何らかの形で含めたい。

「5. 流域社会との関わりに対する考え方」

「一人ひとりが関わるができる川づくり」(No.167)は、「『自発的に』関わるができる川づくり」という言葉を挿入し、住民のスタンスを明確にしてはどうか。

「(4)「畳堤の心」を生かす川づくり」の項はぜひ残していただきたい。全国の一級河川で、宮崎県の五ヶ瀬川、岐阜県の長良川、揖保川の3か所に畳堤は現存する。水防活動への流域住民の参画と協働、それから景観を含めた象徴的なものとして、揖保川の個性を発揮するひとつのよいものではないかと思う。

「川づくりは、既存の行政界を超えた...」(No.169)となっているが、「行政界」という言葉は一般的ではない。「行政の枠」あるいは「行政の世界」という表現にしてはどうか。

この節の見出しにすべて「川づくり」という言葉がついている。今回の提言は川づくりについて書いてあるので、あえて「川づくり」という文言は必要ないのではないか。

「川づくり」という言葉をむしろ積極的に出すことで、川というのは水が流れているところだけが川ではないのだという意味を含ませている。ソフトな表現を用いることで、実は川を面的にとらえているという理解ができるのではないか。

(「6. 流域の情報交流に対する考え方」に関する意見は特になし)

<「. 整備計画のあり方」について>

「1. 治水」

「龍野地区においては昭和初期に建設された「壘堤」が設置されている」(No.222)とあるが、昭和初期ではなく、戦後間もなく昭和24年ごろから着手して昭和32年ごろに完成しているので、訂正してほしい。

「2. 利水」

「水利権に関連する横断的な組織」や「水利権に関する新規制度」(No.246)に関して具体的な表現を、という意見があるが、水利権の法的な扱いに対する提言は、揖保川流域委員会の提言としてそこまで踏み込むべきものかどうかと思う。これ以上具体的なことを書いても机上の空論になる可能性がある。

遠慮しないで、揖保川に関することはすべて提言として出していったほうがよいのではないか。

提言を提出した後、具体的に整備計画が河川管理者から示される段階へと移っていく。具体的な整備計画の原案が示されたところで、もう一度、より具体的な意見を反映させるということによりよいのではないか。

「水利権に関する新規制度の構築ないしは現行制度の柔軟化についても検討が必要である」(No.246)とあり、この文章だけではないが「検討が必要である」という表現は、「検討すべきだ」という表現で提言したい。

「3. 自然環境」

「約40基の河川横断施設」(No.264)とあるが、河川横断施設には橋梁も入るので、「井堰」としたほうがよい。

「専門家の意見を設計に反映させ・・・」(No.265)という表現があるが、従来の我が国の巨大ダムや放水路といった大規模施設の多くは、いわば巨大技術だったため、専門家と住民との間の川に関する知識格差が開きすぎてしまい、結果として、専門家主導のダムづくりや川づくりが展開されていった。これに対して、実際には「見直し」(対立する問題について数年様子を見ながら試行し、不都合があれば軌道修正し、解決していくという方法)などという社会的な慣行により、住民との間の接点回復があったこともある。できれば「専門家の意見を」の前に「住民意見などを尊重しながら」という言葉を補足してほしい。

過去、頭首工に魚道をつくったが魚が遡上しないため、後でまた魚道をつくり直したという例がある。No.265の「専門家の意見を設計に反映させ・・・」のところは、魚道を専門にしている方あるいは魚類についての専門的知識を持っている方の意見を魚道の設計に反映させてほしいという意図があった。

「長年にわたり蓄積された重金属など・・・」(No.290)のところにある土壌絡みの汚染の問題は、疑いのある地域がオランダ全土で11万か所、ドイツあたりでは19万か所に及ぶという指摘がある。もちろん揖保川でこういう数に上るはずはないが、このあたりの調査を急いでほしい。

「河川工学の専門家」(No.262)とあるが、あえて「河川工学」と入れなくてもよいのではないか。

「特定の魚種に偏った放流は、揖保川に固有な魚介類の生息に影響を及ぼす」(No.272)のと

ころは、放流をするとオオクチバスや、その他の琵琶湖産の遺伝子を持った魚が入るということに問題があり、アユあるいは特定の外来魚に限った書き方をしなかった。このような思いから「生態系のバランスを崩すような放流を行わなくてもよい河川環境を目指す」という表現にした。

「生態系のバランスを崩すような放流を行わなくてもよい」(No.272)というところが気になる。「オオクチバス等の外来魚は放流させない」とはっきり言う方がよいと思う。アユについては琵琶湖産アユに混ざり湖産のいろいろな魚がいろいろなところに広まるという問題があり、アユの冷水病は湖産アユに多いということもある。できるだけ堰を撤廃、改良・改善し、天然のアユがもっと増えれば放流をしなくてもすむようになる。そのあたりを提言として表現してほしい。

「治水におけるヤナギ林の伐採」(No.261)について記述されているがヤナギにもいろいろある。ここでは(治水上問題になるのは)高木のヤナギという意味だと思う。

「1)水量・土砂の適正化」のところは、土砂流出、土砂流入の防止という意味も含まれた「適正化」ということか。

井堰等で土砂を止めてしまうことが悪いという表現として使われている。例えば山を切り開き、ニュータウンのようなものをつくる場合は、土砂が増えすぎ、結果として透明度が下がってしまうということがあるが、ここではそういう意味ではない。

昔は河原へ入るとき砂のところを歩いて行ったものだが、今はもう行けない。大きな堰堤で砂を止めてしまい、砂が流れないから川がいつまでも昔の川にかえらない。水の流れや土砂供給ができる川にしてもらいたい。

「4. 河川空間の利用」

「河川空間の利用」というタイトルだが、他のところは「治水」、「利水」、「自然環境」となっており、ここだけが「の利用」とついている。「河川空間」ということでよいのではないか。

例えば「河川空間の整備」としてはどうか。「利用」というと積極的に利用することになるが、「整備」とすれば、場合によってはレクリエーション施設もいるけれど駐車場にはしてほしくないという意味になる。

「5. 連携による一体的な流域管理」

この節では脚注を使っており、用語解説の方もこうすればより分かりやすいのではないかという意見をもらったが、ここは用語解説ではなく、補足説明を脚注に書き込んだものである。用語解説は図表等が加わってくるところが多いので脚注を使うことは難しいが、提言を読む人にとって部分、部分に脚注があったほうがより読み進めやすいと思うので、このあたりは整合性を取りながら使い分けていってはどうか。

「川づくり」という言葉が数カ所出てくるが、その言葉自体は抽象的に感じる。河川整備等を指しているのか、それとも住民活動も含めた意味で使っているのか。

例えば、「まちづくり」という表現は、建物をつくること、道路をつくることだけを言うわけではない。そこにはハードもあり、ソフトもある。同じように「河川の整備」だけではない意味で「川づくり」という表現を使っている。

< 「 . 整備計画策定時の住民意見反映のあり方」について >

最近はいろいろな面でワークショップをやっている。地域の多様な意見を気軽に住民自らがデザインしていくというワークショップが最近重視されているので、この章にも「ワークショップ」という語を入れてほしい。

2. 提言の公表及び今後の審議の進め方について

提言の公表及び今後の審議の進め方について、次回委員会で具体的な検討を行うために準備が必要な事項について審議が行われました。

記者発表やニュースレター等で公表する提言の要約についての資料を作成し、提言の公表方法について次回委員会で審議することとなりました。

委員からの主な発言

このような提言や報告書を報道関係者に説明するときは、本編とは別の2～3ページの要約に基づいて説明していくのが普通である。目次に沿って書くやり方もあるが、重要なポイントをランダムに箇条書きにして出していく方がよいと思う。今日の「提言(案)」の中からそういうものをピックアップしようと思えば何点かある。具体的な話が出てくればまとめやすいインパクトのある情報提供になるし、具体的に言いにくい方向としてはこうだと言える部分もあり、いろいろなレベルの提言の重みがある。そのあたりを精査しながら、できるだけ分かりやすくインパクトのあるものから順番に書くという作業をして、記者会見に臨むというやり方がよいのではないか。

インパクトのある提言を出すという意味を含めて、河川管理の一本化(直轄管理区間、指定区間の一本化) 集水域を含めた環境の再生、水循環の正常化 河川敷を含め、水中についても人の影響の及ばないサンクチュアリーづくり の3点を挙げた。

例えば、記者発表用に1ページぐらいにまとめたものを作成していくことができると思う。また、要約版を流域委員会のニュースレターに載せるようにし、流域委員会のホームページには全文を載せればよいと思う。次回の第9回委員会で、記者発表やニュースレターに載せる要約案を見てもらうということにしていきたい。

例えば、「揖保川宣言」というようなタイトルで公表してみてもどうか。要約文はこの揖保川宣言に沿うことができるよう重点的、かつ力点をおいたまとめができるとういと思う。

以上